

令和7年度事業承継支援強化事業業務委託実施要領

1 業務名

令和7年度事業承継支援強化事業業務委託

2 業務の目的

県内中小企業の休廃業を防ぐとともに円滑な事業承継を促進するため、民間支援事業者のノウハウ（アンケート、個別訪問等）を活用しながら、県が商工会・商工会議所（以下、「商工会等」という。）と協働して、地域にとって事業承継を進める重要度や緊急性の高い中小企業を見つけ出し、事業承継に向けた早期・計画的な取組みを促すとともに、支援が必要な者を香川県事業承継・引継ぎ支援センター等へ引き継ぐ。併せて、商工会等職員の事業承継にかかる支援力の向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

（1）アンケート調査に係る調査票の作成

受託者は、次に記載した内容に基づき設問等を設計し、調査票を作成すること。

①調査の概要

調査時期	令和7年6月～7月（予定）
調査対象者	事業承継の支援が必要を見込まれる県内中小企業者 150社（調査対象者は委託者が提示する）
調査地域	県内6地域の商工会等（高松商工会議所、善通寺商工会議所、さぬき市商工会、土庄町商工会、琴平町商工会、三豊市商工会）の会員を対象とする予定
調査方法	郵送による配布、郵送による回答
設問数	5～10件程度（1枚に収めること（両面可）、4（1） ②アの基本情報は設問数に含めない）
作成帳票	・調査票 ・発送用封筒 ・回答用封筒
回答率	20～30%を想定

②調査項目

調査項目については、次の内容を含めること。

ア 基本情報（事業者名又は屋号、代表者職名及び氏名、業種、従業員数、事業所の住所及び連絡先）

イ 設問（受託者の提案による項目）

③手順

調査票作成は、次の手順で進めること。

ア 受託者は、4（1）に沿った調査項目を委託者が指示した日までに提出すること。なお、提出期限は6月中旬を予定している。

イ 委託者は、4（1）③アで提出された調査項目を確認の上、必要により修正を指示し、受託者は委託者が指示した日までに修正の上、再提出すること。なお、提出期限は6月下旬を予定している。

ウ 業務分担表

作業内容	委託者	受託者
調査項目の設計		○
調査対象者の抽出	○	
調査票・封筒の作成及び印刷		○
調査票等の発送、回収		○
調査票の開封作業		○
調査結果の集計		○
報告書の作成		○

（2）調査票等の送付

受託者は、委託者が提示した対象先に、4（1）で作成した調査票及び回答用封筒に委託者が用意した書類等を同封し、委託者が指示した名称で郵送すること。

なお、調査票等の送付及び調査票の回収に係る郵送代、封筒代の費用は委託料に含める。

（3）アンケート調査の未回答先への連絡

受託者は、4（2）で送付した調査票について、回答期限経過後、アンケート調査の回答がない対象先に連絡し、アンケート調査の協力を依頼すること。

（4）アンケート調査の取りまとめ及び報告

受託者は、4（2）で送付したアンケート調査の回答内容を委託者が指示した期日までに事業者ごとに取りまとめ、7月下旬までに報告すること。ただし、調査票の回収状況等により、これにより難しい場合は、委託者と協議すること。

なお、回収した調査票は、適切に保存し、委託者へ送付すること。

（5）個別コンサルティング支援先の選定

4（4）で取りまとめたアンケート調査の結果を基に、アンケート調査を実施した

地域の商工会等の意見を参考にしながら、個別訪問によるコンサルティング支援先を選定すること。選定する数は30事業者とし、各商工会等の選定数は委託者が別途指示する。

なお、アンケート調査の結果から、やむを得ず選定する数に不足が生じる場合は、委託者と協議し、委託者の指示により個別訪問によるコンサルティング支援先を追加すること。

(6) 事業者への個別コンサルティング支援

受託者は、4(5)で選定した事業者に対し、原則、商工会等の職員とともに個別訪問によるコンサルティング支援（以下、「個別コンサルティング支援」という。）を実施すること。個別コンサルティング支援では、事業承継に関する基本的事項を説明した上で、対象者の財務情報や事業承継の検討状況等を別添1に沿って聴取し、適宜アドバイスを行いながら香川県事業承継・引継ぎ支援センター等による支援の必要性を判定して適切な機関へ引き継ぐものとする。また、本業務の委託期間において30事業者を訪問することとし、1事業者あたり、1回以上面談すること。原則、初回の訪問については対面で行い、2回目以降の面談については、事業者の意向を十分確認した上で、対面及びオンライン等の方法は問わないこととする。

なお、個別コンサルティング支援の開始は8月下旬、終了は12月中旬を目途とする。

(7) 香川県事業承継・引継ぎ支援センター等との連携

4(6)の個別コンサルティング支援は、香川県事業承継・引継ぎ支援センターや他の中小企業支援機関、支援対象者に関わっている金融機関や他のアドバイザー等と適宜連携するとともに、香川県事業承継・引継ぎ支援センターへ引き継いだ場合であっても、事業承継支援が円滑に進行するよう必要に応じて協力の上、作成して報告すること。

(8) 個別コンサルティング支援の報告

受託者は、4(6)で実施した個別コンサルティング支援について、実施した日の翌月15日までに別添1により報告書を作成すること。なお、報告書の取りまとめについては、別途、委託者と協議の上、作成して報告すること。

(9) 商工会職員等の支援ノウハウ向上支援（連絡会の開催）

対象となった事業者の事業承継に向けた行動が促進されるよう、また、商工会等職員の事業承継にかかる支援能力の向上を図るため、受託者は商工会等に対し、次のとおり連絡会を実施すること。会議実施後は、別添2により委託者に報告すること。

実施時期	委託期間内で実施
実施時間	1回あたり1～2時間程度（時間は各商工会等と相談）
実施回数	2回
実施方法	対面・オンラインどちらでも可

対象者	商工会等の職員。香川県事業承継・引継ぎ支援センター等の職員がオブザーバー参加する場合もある
実施内容	・個別コンサルティング支援開始時（１回目） 事業開始に際しての留意点、ヒアリングのコツなどの事業承継支援の勘所の教示等 ・個別コンサルティング支援終了時（２回目） 支援の振り返り、今後の支援の助言等 ※内容は受託者の提案とする。
その他	連絡会はそれぞれの商工会等で実施すること。なお、内容により、商工会等の了承を得た上で複数の商工会等との合同による開催は可とする。

5 委託料の減額

契約を執行するにあたり、経費見積で示したアンケート調査、個別コンサルティング支援、商工会職員等の支援ノウハウ向上支援（連絡会の開催）の実施数及びこれに伴う交通費、宿泊費の実績が予定を下回る場合は減額する。この場合の算定単価は契約金額内訳書に定められたものを用いる。

6 成果物

受託者は次の成果物を香川県に提出すること。

- ・ 4（１）で作成した調査票
- ・ 4（４）で作成した報告書
- ・ 4（８）で作成した報告書
- ・ 4（９）で作成した報告書

7 その他

（１）再委託の制限

原則、受託者から第三者に対し、業務の全部又は一部を委託、又は請け負わせることは認めない。ただし、あらかじめ書面にて県と協議し、承諾を得たときはこの限りではない。

（２）個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）など関係法令を遵守すること。

（３）法令等の遵守

使用者として、労働関係法令を遵守すること。

（４）事業実施に付帯するその他の業務

契約期間中の事業実施時、事業報告等の打合せに係る受託者の交通費、資料印刷費等、事業を終了させるまでに必要な経費は全て金額に含めること。

本実施要領を基に、企画提案の内容をふまえて仕様書を作成するが、当該仕様書に記載のない事項については、香川県と受託者がその都度協議し決定するものとする。